藩翰譜

十三

和書門
類 八六三八
號 九五
函 一五
架 二
冊 二〇

内閣文庫
和書
類 八六三八
號 二
冊 二〇
架 三五

内閣文庫
番號 和 8638
冊數 20 (13)
函號 155 37

十三

Kodak Gray Scale
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19
C Y M
© Kodak, 2007 TM: Kodak
colorchecker
x-rite
MSCCPP0C0411
MSCCPPE0411

国立公文書館
National Archives of Japan

大日本帝國圖書印
日本政府圖書
明治十一年購求

藩翰譜 八之下

上杉

中納言藤原景勝は故関東の管領上杉弾正大弼輝虎入道謙信の甥なり実は長尾越前守政景の男也むかし後嵯峨院第一の皇子宗尊親王征夷将軍の宣旨蒙らせ給ひし時鎌倉へ下らせ給ひし時の御供に内大臣高藤公の御末勧修寺修理大夫重房朝臣御供仕し丹州上杉の庄を賜りて在名を称し任

日政官文庫

すゑより子孫関東に下りて武家となりぬその
子上杉修理亮頼重其子勧修寺頼成が二男
兵庫頭景宗はじめて長尾の家をつくる此の輝
虎入道の先祖也又長尾の家をつぎしは将軍平良
文の後胤鎌倉の権五郎景政五代の孫長尾
二郎景弘が末葉にして此人なり　此説太平記小字五
が説なり又家譜が説には長尾は桓武天皇の
御末村岡平太郎忠通の三男鎌倉の二郎景村
其子景明が子三人有兄大膳の景宗弟長尾二郎
景弘といふこと長尾の祖とぞ景弘が子孫世々鎌倉
につかへ相模二郎時行が乱に与し時長尾の一族亡びにけり
ここにして足利尊氏公の御母上杉頼重の娘

なとは上杉曾頼成を足利殿の外曾祖父頼成の母なる
北条時頼の室也其後新田の子景宗にして長尾の家を
つがせりとなし天明定房記には桓武天皇の御末鎌倉権
平良文九代の孫村岡太郎景通が三子為嫡子鎌倉
の権五郎景政が二男大庭権守景宗三男梶原太郎景久
是嫡子景政五代の孫長尾二郎景弘より十三世長尾六郎
為景ことに輝虎入道の父也と云々○是は或説太平記考
に似たり一説鎌倉の康氏と云一説桓武平氏と
もいふもよろしきなり長尾の系譜を天明が説により
て一書修理亮が説を新編纂図によりしるしかつ纂
図の説に武家の事はたしかなるよし此戸のおこり先
守の説もあるべし故に長尾の家四所をも白井
足利の信濃の長尾也中比よりことに長尾となりて
上杉の家老たることを長尾とし上杉の家よりつきしなり
長尾輝虎上家をつぎし管領の職ことを四ヶ国の両家の
ものなりとへしさとし時々記せる長尾の家は
上杉の家人にてその家つくべき由をもかく長尾
の一族のうち足利殿につかへしを記しておくなる子

うしかハ上杉の子中しなかて嗣をもしなかりしかハ
前長尾の家なれと無稱を以られより彦氏と号す
なきかなれハ中仆一說をも出す
のもてきりを許說をもなしをさるとこ　さち行こ元弘
建武のころより尊氏將軍の三男左馬頭基
氏鎌倉の管領を仰かうふりしより上杉氏は此
職の家なりとハ世こ関東の執事といふなるこの
後ハいうよう上を僭して下へ譲て鎌倉殿とよ
ひしに將軍に何も執事上杉を管領殿と
何ふて安房守憲顕か時より伊豆上杉鎌倉
三ヶ所なるに子孫わかのから此所々にて

鎌倉左馬頭持氏うちほろほして後上杉は持管領に
殊くして関東の諸大名なびきしたかハすして守
護なりし又千葉家の如きなとしかハ是も上杉か領
せしめられとす此離亂ハ又長尾信濃守が京
都より宥て主家越後の上杉民部大輔房能を取
のかれきりて後のいつき執りかけて当国为
護となれそれより　民部大輔房能とは上杉憲房か[illegible]以記のなり
追申し也まへく小衆五代になハ上杉九郎房義[illegible]　管領山内の上
杉民部大輔顕定入道可淳か長男憲房と共

一 上杉の国とさて越後のさかひ為景と戦ふ
永正十六年七月
廿八日のこと
為景うちまけて越中の国西濱へ
引退て顕定入道父子越後の国を打て越中の
輩をあつめんと十一郡中の国人并ニ為景携ける者を
大将として為景をなくして 賀顔の下知ニさき
かけて永正七年六月十二日為景椎名と以下を
切よせ一戦を刻とらしるに甚方の兵を討とも
あって軍勢を催し上杉の結をまちて戦ひしかし
長尾三郎景虎のつて甚之の兵を切しよせ同さ

六月廿日顕定入道軍兵をおこし越後と信濃
の境なる長森原ニ出向て戦ひける利なく為景ニうちまけ
かけて入たつねうちとられけり 子息憲房越後
の国ニたまりかね ◎ 上野国へ入て白井の城ニて
こもりける 此後為景越中の新川の郡を任
し越後の国をまさしくて 天文の十一年加賀の国
人数向しかれのためにうちもされ梅檀野にて
出陣して空しくうちとられけり
ことハ為景一
向宗の一揆成
らんとて加賀の国にむかふ 欲以あって情勢して栗
円ニ廃かくし完ホニとこうらへて為景の軍勢を伐

引て弓くくかりし時に入ていろもとし輝虎入道又称謙信といはれしは
年わつか十四歳西三景虎と名のられし父を
家をつくといへとも天文十二年景虎にゆつりて
長尾越後守晴景景虎にいとまをこひて
て出家をねかひけれと景虎平省二子もちう政
景のいさめられけるに晴景合戦に及て国さ
十七年晴景つゐに隠居して家をゆつりしかは
時に景虎十九歳 晴景二十九歳 明くれは天文十九年越後の守
護ぬしときをいはせ給ふ文武兼備のさ

考へしそて越中のせめられて入加賀能登を従へて
信濃の国へ打入かゝる所に十六年の八月信濃の
国の住人村上義清是も武田に滅されて越後
へ打かゝり来り景虎をたのみしかは武田と
出陣て義清を入し細ひとて武田と合戦はし
まれ又同き二十年の夏のころ山内の管領上杉
の憲政小田原に滅されて先て景虎をおて越後の
国にわたり景虎を頼みその義を助て長尾門
のかうて錦を与へて上杉入御館にかくれて

あはれかしつれ共も憲政ハ景虎に上
杉の家つゝき管領の職ゆつりしに深く大鏑諸国
住下度ゟ景虎しかのつて上杉の管領しいやり
りて政虎と号す入道し謙信と号す（其後年聞五ハ二十三才にて入道ありとそ）
さくハ小笠原を討て当家の仇を報んとて永禄
三年三月信濃下野常陸武蔵の軍勢を催し
手勢十萬餘騎を率して発向し小田原の城
に押よせかこみけれ共武蔵の国忍の成田か小荷し
て出陣の軍勢とりへもなりけれハ謙信も力
及はて和睦し合ヶ謙信つゐに打ひしかれ当時銭
生の完中なとにも有て御家の名か信を
なく又只兵の乞を返してさりけるて将軍家へ見
えむとせらん事出度もかはらしく文武曾の和曾
和原さしくて諸国の敵のさしよ一事は度あらて
以よしとつけて此年五月雑兵合てとりくく一首
八百人をいくてかれの勢にらしくて都上
てかれ年内の信玄方へて年くれ義輝将軍に
感料なとて御諱字偏て輝虎と改められ等

領の職ゆつりし　事は北条記小田原記なとに見えたり　今もちゐかたき謙
信年譜にしるして鶴岡にて謁しと
也光の御太刀ニ黄金の高合を兼へ入て下し給ふ　又将軍
家へ奉りしニ　御内書に　謙信か忠を賞めし時の　晩年三好左京大夫
義継か上をまうけしかみしきの　書をハ朱のさかひニ入て
かなつるの職ゆつりし　又管書をゆるされ　謙字下し
の謙信謙の字のする　據して名のる
永禄六年の後を　謝免にかきたし　同き九月を
諸の関白前嗣公　越後の国にくたる事ありしとハ
謙信か望ニハ　小舟をむかへほし　頼経将軍の先蹤
を追ふて　藤氏の君族を　関東の君として　仰き奉
るへしとおもひけるニ　関白殿下　此下向の事を　仰き
取しものてかへらる
甲陽軍鑑ホの書　永禄三年
三月　謙信　小田原を　攻かへし

これ近衛殿と御約束ありしよしとのせたり　公卿
補任にハ　三年　九月十九日　越後へ下向　同き五年
八月帰洛のよしとあれハ　文禄の
に前嗣公　後ニ前久と申せし　頃まて存在
廿年十四年より弓矢をとりて　三十六年　北陸東
山東海の諸侯を威をふるひ　越後　越中　加賀
能登　佐渡　上野半国　下野国半国　陸奥二郡
出羽二郡　常陸三郡の国々うちしたかへ　当時
織田深右大臣信長ハ　将軍家を蔑ろにし　京都を
うしなひて　大ていれしそうちさんと　信長を退治
して天下の主たらんと思ひ定めて　天正五年

越後の国のまもりとなり給ふはそのゆゑんにて
すなはち諸士の軍勢を催して出陣し二月の末より
て向ひ給ふ。是例して同じき三月十三日出陣し四十
八箇所にて辛しける家門の記す。葉達の雅楽
しては枕のゆめとられは梓世の去
ましくなりて　家一族等一同酒にて十九年一時の生不知
永正不知箇月只是如夢中と　ゆめのとゆる　まそかし
入ておる
とりと　輝虎いふなり何ぞ一生の内無念して御
をつくるかなしへよろしきことなきこなし　二十家僧
守備定定めける諸と按するに　輝虎の出陣さしける　ろうん
しは父為景が逝れて八箇のよれより魚津城にて
高木とあり　称名寺出所は年して九年とへて
十四箇のられ父の為景か言ひて上杉殿ところし給ひける子

六郎と上杉のよろれてもしるのを　いさなとて上杉譲りの
きんなを申しいなをしして上杉の家を継ぎ給ふ出しして
折しらく父為景と天文三年兄の六郎晴景との政事し
て輝虎とせむ　輝虎政事し飾ひ給ふを行てつかふ
府内の城をせめ給ひし兄の六郎とらちて後兄とところ
して出るを待て己を婦とうちまかせて行と家督を定
めしるで出家し家人と共にして三郎山にありしんゑは
家人ともいさめすめりといへども兄ころしてそも
つきなかりし上杉残しよろれなるへしにわかてわかい父兄
こうししるかとさんげして内に患ひと一生城
行る謙信と改め給ふ其称謙信父為景を申さん兄を
家督の家その内ぞ吟もそて家人是京師をさしき
かは兄弟てをけて中ヶ家とつれ一家を継ぎてつくるは兄の
家ゆるさとて一生妻を持たずしも後見も府内定
居る所を按するに　とある謙信の事は謙信ひとの政事
を謙信と申しほし　六郎をうちまもんにあらずして永禄八年
政事無尾の貼を隣と死て千後六郎は別の料を
加へて館を出されしを千行なき遠にて扇元はなし

と書せり按するに一書には六郎と記して天文三年に府内
の城にむかへられしと記す一書ハ六郎ハ早世と永禄九
年に病死せしと見え是等異説ある中にも高白か
書しるす所の物語ありてこれハ実信か説に従ふへき
しかるところにて天文の頃出家せしといふへき新説
名をめ深谷大郷に住し謙信に敵し天文二十一年出
何識を捕へられしのち入道し謙信に属し栃尾城の
住を住せしと又肉と色とをたちしるすハ高白か記せる
持戒して灌頂を行ふ事好みて肉に色を或ひハ謹ケと
破し或ひも気候ふして肉と色とをたちしかハ知れしとあ
し婦人をうとくこひとさけてかくありしにこそあれ
弓矢の冥加をいのりて身を清め給ひしゆゑなり今にいたる
行ひし候之謙信の逝去ありて葬れし行か白文今も
上杉の家にして謙信の像をつくりて侍る甲冑を着て
越後の戒律持戒せしとハ見えて行乞まて弓矢の冥
加をいのりて入て行信せしとこそあれ
こゝろし一書に申人ありしにこれハ名誉と申へきことゝ又
謙信卒せしものと称信和泉守か記せられし

まし又越後信長のたのミにこたへて人をもて一向三行にし亦
と答へてつれにかゝせし書を世につたへ高白か記ミる
ものかたりにこゝにおきて病をもちて辞世のことをのこし記
ハ世の信をとりたまひしことし此條謙信の行跡ハ甲陽軍鑑
おも行ふしとも見ゆとい
その大略をしるす
書す元亀元年の冬小田原
北条氏康七男の三郎を人質として越後
にまいらす謙信養子となし天正元年正月
十九日家名ゆつりて上杉三郎景虎と名のらしめ
又甥景勝か妹をめあはせけり謙信卒去ありし時ハ
病せし四月と二十日ほとありて果ハ景虎を申けり
て果ハ甥の長尾喜平次景勝を申けり謙信卒

て有りといへとも浪人して京極か宗勝にあつ
まると号て軍功によつて（江州北の）のちに京兆にあかけて去る
山の城をまもる憲政の内佐野長綱川人なりける宗勝
か方人なりし家子弟なりこれ城にとりてこの
て残念なりけり天正七年二月晦日京極か
に切ける侍大将小幡丹後守うちとしか京極
の侍より仁田のか同き三月敵か虎の城を
かけうちまたかけつし攻落され京極勝節て
死し憲政は輝虎の陣をさして同し流の長尾之

稙を政宗輝虎にしたかひえすかの長尾を
及て輝虎か北条と鉾の事に当るまするに依
家かけほさんと思ふ所となる處の乱にも越へし
まつる人きせらるといへとも上杉に軍功依て
候て上杉憲政にいはしけれとかたく候し北条の城の外の
なり籏兼て政宗か中目して北を隔とて死と
しれとこてらへて千世つれをたてて其の子なり人
平井宗勝十二年そて父と語りにてなり
まとは父の民のつねとしていへしして輝虎の

君をも殿とおもふ心なく神仏をも祈請す
十三歳より輝元につかへ十四歳にして淀沢九兄
に女大副の名を輝元につかへかたしをも二人
ならび申し枕を切て輝元大いに悲しみて文を
京へ頼みし桂田三左衛門をはじめて御所へこし
ける二十八歳にして加賀能登の守に二月に二十八
歳のとし輝元辛し京へ上りし残て三年から
みうらえし吉田織田平の信長にしたがひし輝元が
威をかりとつかへし家人の礼を立て使をもて御所へ

事さだまりしかば月ならびき輝元既に四国を凡
しけるより上杉にむかひ井原て伯耆にせめて加賀
のみちとは佐々内蔵助成政とは筑前の大友宗麟
中とは佐々内蔵助にむかひて京へ勝ち打かし
筑前国勝ちとりて御座の国新発田の城を
こゝに於て中国輝元をとをからんとてかしこにて
残すべからず天正十年の春信長卿の武
田を打取りて上杉とは滝川左近将監とは
甲斐武田が討方の旗指し入せて御中

信濃上野をも攻取んとす景勝は越中まで出
しは魚津の城をも攻とらる織田か軍勢ら出張
ありて入しきて信濃の事をもつて景勝信濃川中島
は宋国又魚津を切しよせて終に城をも切取り
けり六月信長明智にうたれしと滝川一益上方へ引
ぬれて景勝信濃を打まさへ新発田か謀叛
の乱と云又信濃の国をとらんとす十二年に羽柴
筑前守秀吉新発田か相催ゆへ東国の信を
く信木村弥一右衛門副使として景勝を安んせんとて

又木村を使者として来て両家のよしみを結ん事
の誓詞文かはして後は越中の堺にて秀吉
のもとへきたりて秀吉にまみえんか為出てか
の事面会んとして越後いてきたりし景勝にまみえけ
れは秀吉も思ひ何事かことことく是をきゝしめて
中をとりて景勝木村を呼て去りし年景勝越
後の乱魚津の城をかこませて当時国中の乱
をしつめんとして来りとて越中をはなれて又彼所は
越中代の不和なとは景勝かたくおさめしらは

しておはしまして今秀吉の使を承て のちの御
とうらん事秀吉しきりと存て候に又京都より一
度もいくさに戦ひて秀吉の気を得させんかの以
ひかし下総此度らの書を向て御後の武家の
方策より中にかくこもり気を入給の儀別を志し
し都合千余八千人十月廿三日御陣出とさへて御
中の者手陣を切しよせて一時に城をせめおとし
本山の城のうちにおき浮川のかたより攻入こうし
二階次して川之し本村をめしてかこうてにかん

中秀吉にかくて京勝此出来たる人なにて
安しさらすから秀吉の堂にやうせて切とは中に説
とやかくも又南家のよしに説えのえ也京都に
くえらつてててて出そには かうえいしとて役といふ人
されとも時とは天正十二年四月秀吉御出陣
然所に供戦かけて清須へ五月十二日辰の
刻より秀吉石川数正三番本村清一
太村只二郎をもして新ここのミ十八人御
後家前の儀則来て此儀をせめける次

哭沙汰ありけるに従ふて上杉家人秀吉の使者にて
来村ことありて年々より使者をもて案内してまうしき
来りしていかにも使者を以て直人の家々の旅
館を拵へして出向ふ秀吉御謁見に對面し我ハことを
羽柴筑前守秀吉京都にて見參し申しきりの
折ふして某ありける事内府にて其日ハ能ありけり
御前にいとまありけるに須賀不肖にて候ひける
直訴しかくて此人御存じの事何にハ承りてさて京
勝ふさて中佐々人とも知れ無しやうに人付て

しきりて仰られ段々切りなり秀吉さらに答をもなし
らせて京都にかくしやらせ秀吉ハいよいよ御心
へきありに付申し御内々にハ飛騨守殿にて羽柴筑
ともハ城中に入まいらせ給ふと容赦しまつりけれ
京極右宗門が伯父刑部左衛門が二男内蔵
深の城せうんとて蒲生飛騨守に向ひしが秀吉
越中よりはひ入なんとて羽柴が紀綱嘆きて様々
申さんとて何かも秘する世の人のあつかひもなし
さて千石八十五石にて越後越中の堺なる廣門の

城を渡しける信孝の城よりは安堵をえれは
信雄卿にて此よしとつけ秀吉にもかへん
には勝家かいかほとにも其身をもてすませんとぞや
りける勝家軍にて天下の権をつかさどり武士の
中にして家の親類にてありける去年の中は
またいかにして勝家よしきはそくんにて勝家か西
さられゆつりたまひしをとらへて何ともなき
ことゝもをとゝめらるへき事ん勝家か年来所に
あさる年月を経させんすへしといふに勝家の条にて

それかるゝ何を親しく御あるに先比度は
はを人にしてそ家郎にて勝家をは攻とる
として東江山城か彦田能登守か京河内か西國
飯宗勝家と改めしてかくて十二勝
人ともくして其の日午の剋にいそて信孝の城ま
て秀吉に對面して且代その年ての為に秀吉の也
みえ石田勝家のふさ東江をいたして
有て家事を議せられけるの二時何事らの
刻のほしめみは秀吉信孝とこれ論をこれ

六山の城にこもりて諸中の手勢河内に於て上座
しけり七月関白に任し給ひて此月信濃国の
住人真田安房守昌幸徳川殿にそむきて二萬
三河を催して家康へ如何に家康深二万を攻めしとの
うちたれれ
みなおちけり
家康深田にて城を囲みて信濃の字
部合手勢六千余人上田の城をさしむけ上田
たる時は織信の字上田の城をせめしも九千の勢
を率し小野上に陣をこしらへてかれを満
つ徳川殿の陣所利なくして終に引退きし諸侯

の陣も諸々出て来る荒木村重関白の御使と
して織信公に行向ひ家康をはしめとして家
徳の士大将分の物共の前におこりてこれを安
家よしとも心をつくし此の後とて安くなりて此也家康
相応政所従者共の城をせめおとし
ここを写田子堂の城と
明くれば天正十四年関白は兵を出して此の帰
吉左衛門時伴て又荒木村重を従へてののの杉
言ひ家康荒木村重して大月十日諸侯を
石田三成大谷小西従へて出しこて

あけて同き廿七日京都ニ入関白ニ任てかの
謀叛を遂られ由来委し千秋万歳かの謀叛をもて
ちりくの出家を唱へしむ　此段関白殿京都ニ登させて酒のに由をききる
ありし文言見えたり　同年の日京極藤原家の御別ニ参る
関白の職を参りて京都を職にはし伏見に移る
去比若田殿とはしめ申して家来五人駿府
同き七月出家させ又此年井地界まて
今京ホの城をわらしつゐに新発田の城を得て
同陣をそれて池の中の城をもかまはれ勤行

おこりくたりてかねりき十五年又伏見の城を
守護をさしひらきひとし此時からきて奥州に参
職て出羽守在国三郡をあつかり十七年京都
蒲原家の城をうけとりて関白殿悦ひ給ひて
きつかし京都にも移て出家て従二位中納言に
なされ去比山城守兼備四位侍従に任し　兼任相伝なれ
あつし給ひ出家つかさとりし其の子息の此宗
勝なの家部兼番ふりと覚して名をめしつかひて弥兵
後とも加人の家の中の加らんとしかゐなしてかのひしく
家伝の家人おもれ年きりのをのれとふれとな
らんそのを悦ひてこの家の加ふなる去比加ふ男子ある
あらしかは京都甘てて覚使をもとめして去比と名のせ

山城ちかく家なとつかへて従一のかうむりて
そのしうとの家綾といひてつかへて　蒲生氏郷
田信長に仕へし其後の家人に仕へ申さるる土
今はかの人々十八年小田原をうちほろほされし時に家康東山
道をさ置てこと所しこの城に御しめて小田原
にあり小田原落ちて陸奥会津をさしおかれて松
くるまて加賀の院若君利家と陸奥出羽の検
地し朝鮮の事評定しかへ名古屋の陣をつとめ
しは文禄二年の春朝鮮を攻めて釜山の城をきき
つたへて同き八月帰陣し東国をゆきてきき三年の

秋上洛して伏見の城をきづきて慶長元年に白銀
て伺ひて眼を二年の春上京して上洛して
陸奥会津の地にてうつさし京極家人あり山城守
則の隣りに封して蒲生の子を　百万石　三十万石の附ける会京
賜りし加賀の今何をそ
た祖入ありてありしかしましき七八十万石ありけん
しやさとられいこゝはかのうりし似をかたりきさいまはすれは
まき負かちへんとて会津百二十万石の地をうけまされて実は
京極は家代のうく兄弟ありて蒲生うらしきうつりし又これ
秀の作法の封の白銀出るしるれはそれぬとういへんにそれ
京極しもののを無しうとも今はせんとゆうてうつりしこと
又京極うつりて奥の出羽の母とをとて上命
と蒲生し足運とこてまいのり人よこととかれ

宗勝かしこまり相もなく三年のかくし世をまもて
まへの帰をまちいくしとて世の人ゝおそれハ三年
八月大内義興しおいしのち宗勝九大内将軍として
分国に於して加の国を川こえ要害を立
皆ことくしく又隠せて盗賊蜂起しその後相て
世かいに至る二とこそ退治して九州そこに皆宗勝か
下知するよしと深くかいてハ世のこれをきて所ぬ
こて細川氏の使となされていきめのかす度して
かよひしに宗勝つゐてきこへて院に京勝の軍

かくゆゝし出よりあゐうちと年ゝもかとハきこへにて
三年ま追陣にゆきくしとて管領大年の秋細川殿更
よむかはのひしま石見江波播磨二ケ国をそちむいて
て春秋の山陽供奉して山陽山陰南海西海の軍
皆ちかほとも聞へ細川殿にうしなひ参らせんとす
細川殿の使文子先東西の軍をとゝめ北地の国より
川ノ之一海道山陰二ケ国にてせめ上るも為ひかり
宗勝の軍勢陸奥出羽の保ちして何迄着上
の人々と鎮守の府にかけ上方のいくさも

かくて後はあとハ六年十二月家勝関東に下り
家勝浅川に居て年ころの世をおくり侍りけれハ元和六年
七月末つかたより中と面目にかゝりけれハ十二月の末に喜ひて家
家人のたのもしきかたれハよろこひ給ひし
ならし土の字して七の字を賜り見に浅川庄に封の
後七井侍臣ホの称を賜て今付仙台府の
地に住居せしむ 家勝此のころ萬治三年三十五石となし うるはし五万石ほとにめてしと申す
大名の家系しられし将軍家の先陣して
北のかたハ銭て為河本の四歳ホ家人ホよりて
御意せらるとかくもなり 松平貴徳殿河田大膳殿沼津の ホ時代の銭を当名して御家老養
ものとも置く
かくハ家かつしめハ家勝を二家の
なるかりし

御陣に召されて常都をも守護しゝ奉りとて此後に
是をめてたく八幡の陣とて夜ありけり家勝是し六年
九年めして元和九年三月廿日に卒しける 家勝子を
しし 友月に記す 是に其の大略との事ぞ
長子左少将定勝父につき元和
九年従四位下侍従従五大夫を兼ね寛永二年
少将に任し正保二年九月十四日に卒して
其子侍従綱勝承応二年十二月十日元服し法
諱を綱て従四位下侍従兼摂津守となる寛文
四年五月廿七日にて卒し子なかりしかハ

而謂なれハとて吉良上野介義英ヵ婚習して
家つかせん事を弾正ヵ千還ふて任さて義英
か男をようきらして両頭せんと職せしかはこれをもとくしく
表家次第倫絶仕ヵ家をつれ延宝三年十二月
廿三日元服し御諱字をかけり綱憲と改め名のり
従四位下侍従兼弾正大弼ニ任せらる

佐竹

左中将兼右京大夫源義宣ハ鎮守府将軍新羅
の三郎新羅三郎義光の孫佐竹の冠者昌義十八
代の後胤之昌義母方ニつけて常陸の國ニ居住し
並の郡佐竹の地を領しぬれハ佐竹とは名のり
昌義ヵ孫佐竹別当秀義右大将頼朝の為ニ
うたれんとしを常ニ出してまぬかれ綱奥の秀
衡をたのんとて下向の道ぶり以てたかひ
秀義軍兵を引ゐて其ヵ佐竹ヵ旗皆白

せられしとハ御前の御縁とハなりける為月を也
ち扇ありて旗の上につけて佐竹ハ月出したる
扇を紋とすること此後也定人ハ秀義六代の
孫常陸介貞義 先妣のはらにハあらず上杉の
何し入道して上杉の入道中にもお後入道高時に
在候らへとも寺さらハ六波羅の加勢に三百騎引て
まさに足利尊氏に寺さらハ尊氏家人鎌倉に二の將軍
方おかしハ子孫又繁昌して貞義の子孫右
一家義盛とて義盛よりれ何しられしかハ

の物事上杉安房守憲定に二男ありけるを佐竹
郎と嗣として右京大夫義仁と申けり佐竹か家従
義仁ハ他姓の子なりとて嫌て上杉入道尊義か孫山入
刑部右馬助師義か子与義をたてゝ家督をつかせ
殿枝氏 右衛門同大將を討て与義に二あり多長
会の儀とさためたり佐竹ハ六従叶ハそして義仁を
ひくべくとて是より義も文諸人に成て気色あり 是より佐竹
某氏の流となる 応永二十三年禅秀の乱に義仁枝氏の
四方に与力しかハ大節貴に属形写をりきり

関東八屋形のその一也

義仁か子伊予守義俊か子九郎治
義治か子四位か称左京大夫義舜か子従四
位上右馬権頭兼大膳大夫義篤か子天文のころ右
京の御所明氏館の四方にして武威の世河和
とらひ少将左京大夫義康し鐵四方にふれて
いくさ義重か子右京大夫義宣か子常陸介義
宣を義宣父之の義重か閣ふらて関東
の屋頭上杉かゝむしらゝ関東八家の人にしく
少将吉ゝ少将武田いてきかこうてのち常

陸奥那の者人ま又少将をさむらいて義重かさ
ることより又佐竹少将か鐵ゆかりをさし天正
十八年義宣同世の大名江戸重通をうち水戸の城
をとりて婚男義宣に御当人を家康
は大名の織ゝにんをひ関白秀吉少将をとらし
あつまれ義宣常陸を川みしして四方に守れ
は常陸の国をたまひて南方二十一郡の太将と成る
関白はかりてしらのはしのち義宣則ここを家伝
し喜子川へしらゝしかに殿下の御感斜なり

関白家のきゝえ 右兵衛督三職とさらしく
なひかせ給ひ三職をたのミにはなれしかば家光三十三代の
武人末元して其の本領こしらへて今も伝へんとする所
なりけれ義宣関白の御前にまかりいでしかば三職も
同じく参りて御物がたりのついでに若き人々は事はまた
しかられすべからく 彼君達の其の御義宣へ申しおきて
けしき未だ聞き給ひて御気色をかしうしてさとりとおもへれて
かの武人末一命を仕りて申しおきてさとりて返しける
是よりしおきて殿下の儀をはなれす中すべく

そも将軍家の御法度なさんとのハ遺命の条にし
因て出来けん御法度書人々はなれ
しゆへに中むかしは関白殿の御下御前を柳しゆへまて
理なりいふ義宣おもて申しそめし出来せす
てもとらへの載にて伝へきものとそ伝はる
義宣大に悦びおもて申おきてなりせ
て三十三人の武人は こと〳〵く一つに切て
其て其代従ひて仰しけるハ天下十六人の大名
かくて入道ハ 細川 毛利 上杉
前田 佐竹 伊達 義宣ハ大名と成

しかれとも石田か謀てよりしにはいかにもして
かの君をむしくいん事とて豊臣のきみは太閤秀
しのひ大名ゆゑに与党して三成にかたらひ入りし
義宣家臣川井にて太閤にまゐりて三成をむかへ
て佐竹の家を使ひにて手に慶長五年の秋浅川
佐竹の上杉と共にそ内通しけれは義宣はそれ
三成に謀をかよはして内はぬかりて東をうかかひ
ころは出羽陸奥を攻入て所領をあたへんとの
利を誘ひて浅川佐竹にてもいひのこし戦事なくし 時

御陣より刑しよせかけひ兵をもつて討ちかけ
石田か兵を起して先東国の軍とはまうけれ
下野の国にて引入りし上方より向てせめ上らんとのひ
しかは義宣家をおもとして一族佐竹東政義
か謀をたゝかひ家臣を以て内佐竹に今まかりて
関ヶ原の軍終ての後文義宣の罪をとかせ
けられの使を遣されて人々を従はせいひける内浪の御
しかるに六年のその頃大御所関東へ
久しく出羽を見よ奥へとの内旨にて佐竹の

国立公文書館
National Archives of Japan

しかるに義宣大きにおそれて國をさりて大
御所に參りとてむさしの神奈川の宿所にて大納
言殿に參りて御わび家の事ひさしく申されけれとも
先御免を得てそのよし大御所へ人をもて申されけれは
御免を乞ひて大御所も先其文にまかされやう〳〵紙に
なされしとも思ひしかともりんかもきこしめしけるき
七年五月八日義宣御免をさしてうばひしとめされ常
陸の國をいはれなしとて（八十万石）出羽の國秋田の地を給て
うつされ（二十万五千石）同じ常陸の國を御使をもてさされ又

義宣をはしめて家臣の家人とも皆いきとほりしを
あきれけるに此時東路の武者すへて家人群る
丹波守義宣を諫て我國の軍兵は五万人に及ぬ
へし兵粮まても十年の料にはかなふへしといへとも
まつ皇をたのみとしてあらそはんといひしかとも義宣
當時日本六十余州か手中は徳川殿に帰ぬれハ
のこりの一人もなくして家臣の身として天下の敵にならん
事いかにもなるへき先文にまかせてまつへしとて我為
ことはりなされし二十二度の條例此時を得て主

足のかゝるをもしらんと国中に蜂起せしは雑兵の
手にかゝりて討たれけるとなんかくれし
我家の絶えなん事をかなしまれてこれを
慶長七年佐竹家代の地をさりて同き六月十四日
秋田の地にうつり入たりけり　群馬丹後守にあつけられ出羽の国秋田につかはされ

それて諸　同き十七年三月廿九日常陸介義重卒す
六十六歳　大坂のいくさ起りしかは義宣将
軍家の先陣うけて武功合戦の場にて残て
者御家の御感を受りて家人中にて賞を給ひ

梅津半右衛門大塚九郎兵衛なと御預け置となりしかとも　義宣はしめ
元和八年十二月廿三日従四位下に叙され寛永三年
八月十九日左中将に任し同十年正月廿五日六十四歳
にて卒す嗣なかりしかは舎弟岩城忠次郎貞
隆の男を養ひて子とせり　貞隆男岩城修理大夫にしてその家をつかしむ
左少将義隆修理大夫義宣の嗣となり従四位下
従四位下に叙され寛永二年八月十九日侍従に任し
家つきて後寛文十二年十二月廿八日左少将に任し
て同十二年十二月五日六十四歳にて卒す男子二人

嫡子陸奥守義房家をつく承応三年十二月廿六日
従四位下右京大夫寛文九年十二月廿三日陸奥守
任す二男式部少輔義興承応二年十二月廿八日
叙爵して寛文六年九月廿六日二十八にて
卒し三男は左近将監義和寛文十年
十二月廿八日叙爵して後河内守を改て壱岐守に
任す

岩城

右二郎平朝臣桓武天皇の御後胤鎮守府将軍陸
奥守貞盛鎮守の孫陸奥将軍安忠の子忠衡
二郎大夫則道十九代の後胤流にて住めり鎮守府将軍
左京大夫常隆こうして後子なきにより嫡男なく
て貞隆の跡を西川に譲之しより貞隆を以て家の
まりし千修子孫出つき左京大夫叙爵し
正叙爵伊達左京大夫照宗か嫡男
輝宗の兄なりしか左京大夫宣隆嫡子なりて

岩城の家を中絶せし（是よりおこるハ佐竹氏にうつる）親隆ハ文禄三
年七月十六日卒して其子左京大夫常隆ハ
父の家をつがしむ天正十八年の夏秀吉関東お
攻の時小田原に参られしに常隆ハ病にかゝりてもとの
同き七月廿二日相模の国星谷にて卒す年
二十四歳にして其子ハ常隆男子なかりしかハ家
人日出摂津守植田左衛門長盛をつうして其の
継ぐ人事しとゝのへ一族なれハ佐竹常陸介義
宣の三男能化丸として八歳をもつてつがしめて

常陸介よりつかしめん事を定めしを申て許容し
たまハり関白奥州へ下向ありて下野の宇
都宮の城にまゐりまみえられ能化丸と申して家
てもしハ元服をいたして忠次郎貞隆とそなのり
けり（ことより又佐竹氏の流しまで／継しかども此ことハ岩氏多くし）慶長五年の
秋佐竹と同しく徳川殿の御方に参らさりしかハ
同七年五月に本領の地収められて（岩城の領十二万石）
出羽の国にうつされ亀田の地給ハれ一万石元
和六年十月十九日三十歳にて卒す男子二人

出羽ハ兄の仕竹によりてしるよし絶たる也 義経二
其之二男 但馬守 実経 父につゞく明暦二年七月
本多に注信を 幸子河諸ゟ 宣経 父の由川
ことうし

秋田

秋田城介安倍実季 陸奥出羽の司 安倍
新良の二男 厨川次郎貞任末孫とそ聞へけれ 二十
男にいたりて先祖ゟ 檜伴の安倍 安倍宗任 出羽に住て
年代久しきを見しを詳ならさる事をしるさ 中比 安倍貞
任より代々の子孫 東夷とて何とも 三百余年二十名をさる
事もなし 会津に家 合戦ともとて 此家のありと訝
中 詳ならず 似たり 是 ありしを まづ 本の何とも
出羽史の職として 奥州の三ヶ所 両もまる 七ヶ所の
有にてしるしひかへてを 今此所ハ 悉くえこひと云へし
以ても合戦の後をも 元て何とも此所ハ 由緒 古来の実記
これ以外とそ 是非ハ 見られ事と いひもつたふ
由緒を 神道 天照大神の 神孫 也とも ありつきへ 人なりと
本にありかしと云 名しるし 久き事ハ むくと 神孫 皆と
此事をさしめしかし さりとも 此事を言とも人の子孫今の

せしめて三家をいうて郡邑をしらしむ 此のいはゆる人
のむかしはたゞしきをもしらぬものにて命の一号の名なれば
號といふ物をつくる 又今按るにそれこれ二つあり ○神
武天皇はじめ天下を一統なしたまひて大和の国をしらんとし
たまひし時 長髄彦ぞ字を守 饒速日命の所に安に長髄彦をこそ
りの饒速日の御子 うまし饒速日 十余年 天皇につかへ
まつらんとしのびぬ 長髄彦を 天皇の御兄をうちまつらし
つるによりてころされ 其の物部氏 東の方にあるをまつれて法師
外宮安芸浦の方に於て子孫おほく今も日本国に記と
ありとも 神の日本 磯余彦 皇 甲寅の年 東へ皇師
をのぼらせ日向の国を立て 東征しおはしまして 此より
安芸の国にいたりて卯の年 吉備の国に入 戊午の年 難波の
みなとにつきたまひ 饒速日の命とことに大和の国に入たまはん
としたまふ 長髄彦といふものもひとりにして孔舎衛の坂に 戦をし
長髄彦をさして 邑の名をもて人の名としたるなり 天皇の御兄
五瀬命 流矢にあたりて 神さりましぬ 此のゆゑ 皇師と
なりたまひて 長髄彦をうちたまひぬ はじめ 饒速日命
命 天よりくだりしと 長髄彦 まうこの 天神の子とおもひ

君なりし故のわが妹 三炊屋媛をめとりて可美真手の命をうめり
天皇に又天神の御子といふこと御しるしをかはし 皇師を
むかへたり 饒速日の命は 天皇の御子にて 天神の子とおもはし
めさる人き事ありともはじめより 長髄彦がつねに天皇にさかひ
まつりしき事としりたまへりしかば 長髄彦をころして天皇にまつろひ
奉りしかば そのたゝしきまことをめでて 物部氏の遠祖
氏の祖となしたまひぬ 長髄彦の名をもちて饒速
日の命は可美真手の命に饒速日の子 可美真手命に
おさめ給ふ わかりし 又長髄彦が兄 行かしし事は之に
よりて 古の事は正史にゆるし 事多かりといへども つまびらかにもさず
おもふべし ○人皇第十代のとき 崇神天皇の御宇に
物部氏 伊香色雄 命して 帳簿をもうしめたまふ 物部
のいくさに 此のことに 安寧天皇は 伊香色雄のもうしめたまひしより
をのぼる 安寧天皇の御時も 伊香色雄の命もとより物部氏を兼ねたまひしより
しばらく其家の氏と なりおはしまし 伊香色雄の命 其の名をのこしてさ
る家の名は 命とまで とされてなりてそれが代々にいたりて
しか 伊香色雄の命 此よしを天皇に奏し安寧天皇の御時より 先祖を知りて
しかは 大に 歳にいたり 伊香色雄の命 其の御 物部の祖と申しける

その始をあげるしらは先なるはしめて安倍をのせて和
しるす又先祖の名を安倍と申てよめると云し
神武天皇の十年九月伊勢と四方をつりてきゝ
は虫まと来し申しめられし大彦命を比陸に武渟川
別は東海に吉備津彦は西道に丹波道主命を南に
都して本拠の守りをしめし東をたいらげしは武
渟川別命也安倍にいたりてされし新撰姓氏録に擬
に武渟川別命は孝元天皇の皇子大彦命の子也阿
部臣は阿閉臣と阿部志斐臣なる大彦命より出て安
倍川別命より比を作るしかし武渟川別命の
後を竹田臣と申せし也○第十六代応神天皇の御宇
蝦夷をしたかへ安東氏のはしめ諸家にしらせるのことをたかく
その御意にかなうの先祖と申ることを申す六十二代一条
院の御とき東の国のさかいに安東家の家ごとを
して東の地をかへりみ岩にわたりこえて七あ
入郡をみれは三百人を率ゐて[illegible]蝦夷
とたゝかひ又[illegible]庫の国をうつてみなこれを[illegible]
我実をとも[illegible]ありて[illegible]

子頼良といふ子頼良安東太郎と名のりて奥州白喜
の押領使として多くの人を安倍の本拠としてすゝみぬ
子なりといふ井戸のそ同安東太郎とす厨川次郎任
海家任境講師官照且良鳥海三郎宗任白鳥八郎行任其
七十代のころ後冷泉院の御時頼良が子貞任をもつて
いかにもをしひき[illegible]深み[illegible]
しく貞任が二男一女[illegible]嫡子高星十二歳にして父とも
にうたれ安東を津軽家[illegible]
て嫡子高星ともろともに三男を[illegible]のちに[illegible]
安倍家と[illegible]家[illegible]
高星より安東太郎と名のりて安倍家を先祖
の嫡流とし安東太郎と名乗て家をつぎ先祖安東家の
どを子孫の家にのこしたり[illegible]陸奥津軽に六
郡の内安倍貞任より出たる[illegible]東奥の首長
となりて頼良[illegible]
[illegible]文安家[illegible]の二男[illegible]国の内中[illegible]
[illegible]安東は[illegible]
[illegible]先祖[illegible]家季六代の祖

安東太郎康季應永の比はしめて陸奥の外
の濱より而て出羽の国秋田の湊をうはひて之
うつり秋田城介と名のる千寿盛季その子
惟季千寿照季千寿定季　代字は安東太郎 秋田城介と名のる
定季男子二人有り兄を春季弟は堯季と
名のり実季は此堯季か男なり　合戦の後 堯順は安東
太郎実季の時陸奥出羽の御家建久のころ三浦兼
に越前出羽の国々を領し実季曹士の所司
有りしかと門跡をめされ出羽二段相違のせて下し
まつて五れての西日何事か堯季志気もて身
つ之く家々の感謝し寺之人して幡子に牡丹のまく
の後旅して梅何そ候ける物の筋をそ行くり花室

の御時二家の一ツ実季か後安東太郎堯季か孫入居
三ヶ所をたもつ 三ヶ所とは出羽の国出石と法しつ堯季と何
檜山内刺史一家も從臣をたもちて此わひし
なりし也之堯季か子安東太郎実季陸奥の出羽
小野寺中納言所家に の眼色を立はおいても実季を二
の宗方なりし実季に之人なり実季をはいふて出羽の
出羽秋田の城にうつりましはしめ実季か二郎安東二郎
康季出羽の出秋田とうつりてうつりけり千子孫九代
かしてとみれは堯季秋田と何いも所せしなり
九代家を保の安東太郎安東流何
保の事はみなとの家と何ひも此けつとやまし柿の
此流萬家して堯季にしてまさつ事すのは何事も
何なと
ころへし堯季なるかは織田信長と高山と成し
年ころの後にたゝ所を季なし織田信長と申しや結
ひしのち安東信家と改名と読みしの前代を

かくて天正十五年九月朔日秋田の城にて
実季父につきける（安東太郎ともいふ）同き十八年
の秋関白奥州の所々仕置せられ初て是より
こそ入られける明る十九年南部か家人九戸か
ここに謀叛せし時軍勢の催促にまゐり此
城をせめ朝鮮のいくさ起りしとき催促に
まゐり実季も引具し名護屋の陣に馳向ふ
かくいひとの時にて関白実季に古代の地をも
つかはしけり実季いとありかたく思ひけん

ゆるさる程に朝鮮の陣やみしかは実季は
翌年の賊徒の役に先手の先をして仕り（是より秋田を）
不足し人も（諏訪に二千）百石の地をたまはりぬ
上杉をうつへきとて慶長五年の頃津川殿奥の
也義光にすゝめて実季人々に令して先上也
我取に病をして実季をそれにさしむけ（家子秋田）
来らせしに先として実季にかはりて
上方にも家人つけてつかはし上方にも実季かこ
好みて人くれものに高名して皆ほめし
つけ慕て天下統一の後出羽の義光実季

石田にくみしける由をあつかひ申て義光実季を
関東に言上せしかは大久保相模守忠隣を以て家康に対面せしむ実季陳しけれは
実季はしめより当家に対し異心なき旨をあらはせ
すなはち上杉にくみせす出羽の内由利の郡
八幡の庄より起古の城にたてこもりける敵を攻
めて百余人の首を切る又石田か方人小野寺
遠江守か大森五郎か楢岡の城にこもりけるを
攻かゝり続て攻かゝる実季かれらと謀をなし
せんたんにいりてところの城を攻とらんの謀をなし

へきよし申せとも義光申ていさゝかも実季に二心の
城攻かゝり首切なとは偽也東西の御戦或
いはかりにて敵を降ぬし申て治日のうちのを渉
ぬかもんし当家の御味方を書して己か方人木
を討とらしめしかしもて大御所きこしめし実季か所の二
つの城かへさしたへてかへされしかは実
季畏てよろこひ被下かくは八月の末大森をか
へしけれは九月あまり石田方の軍東軍に敗北
し九月十五日実季たゝ人はしめとて人を退

謀をめくらしけるその必滅んとするものを其罪の外
に見えさるにて前非を悔ひ後罪を免るへき程
とめてさん事はいかて叶ひかたかりしかはしかるに
かくて内府の定にまかせ同き七年の夏佐竹
を秋田へうつさしめられ実季常陸の宍
戸城の主となし宍戸の城をうつされ実季に
十年九月三日秋田城介に任し従五位下叙せ
実季かゝりしかは秋田城介に任せられしもの也
秋田城介に任せられし也御後に任せ之は
大坂前後の役
に将軍家の先陣にうちてその功すくなからすそ勲

又こゝに後家を子息俊季に譲りて諸
法て 実季のちに伊勢の国朝熊に流されて死しける
きんのうらみしは 実季子息俊季家督の時にいたり
五万石の地あたへて 五万石の職役御さしかへ
しかして領中の民を租税かりにおさむる事いふ
かくて在所にうつされ候へはおのつからまたかくれ妻
むく人より入しなきたひしかは一つゝ議を議して世にあらはれ
しけるはまつしき民はかのつかれ新にくるしみ
聞しつくらんやはいかなる人のまた習はしより
其は皆知人きかしもろもろにたゝいふもほとは
のちの世にのこれるは実季兄弟ことに其てうけき
なりなれは俊季にも従ひてなかしくいふ
かよはそれをともにまことに職子のまもりしものとなりて
ましけるいつかまた流されて後俊季の大坂の城を
まもりしに道に出むかへて対面をくる中をいふこと人
子息を害せんとすれは何れ俊季が家人を申く若くして
りといふ事をたゝ左右によせて対面とかゝりしとかや

実父は[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

河内守信吉はしめ安東太郎と申す大役の[illegible]

郎し[illegible]父と共に[illegible]元和元年正月

廿六日従五位下に叙せらる[illegible]大坂

向ひて天王寺の合戦に[illegible]下に於て[illegible]

武功一勝[illegible]

五年将軍家の御下にて河内守と称し[illegible]

二年七月[illegible]の地を[illegible]て陸奥三春の城を

領す[illegible]年[illegible]

年正月三日[illegible]卒して[illegible]大役の城を[illegible]嫡子安房

守登寿家をつく[illegible]二男[illegible]

[illegible]

月廿九日叙爵し正保四年正月廿三日卒[illegible]大役の

城[illegible]千寿[illegible]輝寿寛文二年十二月

廿七日叙爵し父卒して家をつく

相馬

長門守平義胤は弾正大弼盛胤か男也桓武天皇第五の皇子一品葛原親王の御孫高望王始て平の姓を賜ひ上総の介となり上総の太守に任し王氏を出て人臣となる朱雀院の御時第二の王子諱は鎮守府将軍平良将の男相馬小次郎将門下総国相馬の郡より起て常陸の国をうはひ終に坂東の国々をうちしたかへ下総の国猿島の郡石井の郷に都として平親王

とたゝかひ百余日をへてつゐに安房の守を去なれ
て頼信に降参してつゐに誅せられにけり 良
文の子 村岡二郎忠頼 将門が妹をつまとし陸奥に
住せし 忠頼は将門が婿なれと将門が伯父をうち
しによりて将門のうらみ深かりし 伯父良将のつぎしを
小次郎 千葉の 忠頼が子上総介忠常が子千葉介常将が
常将が孫千葉介常兼が二男千葉二郎師常と名
のる 寛永の比今の千葉の家のあるじより 系図
をとられて 相家也 千葉二郎師常より 出られし
其もつゝかず 千葉介 利胤の家を伝へし也
本系文のやうにし 小次郎常胤の家をつくりて 一家将門
十二人の男子有りし父が誅せられし 千葉をおこされ
その中に 頼信 将軍の 将門が婿 小二

郎将門にはしめ 小次郎と名のり 常陸の国に
移り住して平親王と名のり 名を五代の孫 信忠 忠常
平良文ある 良文あるの孫 これより のち 平良文あるし
八代のうち 千葉介 常胤の子ある 小二郎 流 千葉介 中務大夫 流
是より千葉介常胤が男子の家をつきある の家をつた
ある小二郎師常 これより流 平良文子 何の
かしこきは まつりごとし 忠頼は 何の因か かたくなにして
の家を開れたるべき事也 ○ 按ずるに利胤の家をつたへしは 将門
師常より 相つたへて 七代は 良流の家をつたへて 七代の
よしは 将門 誅せられし 師常の時にいたりて 二百年に なり
ここにいたりて 七代ともに 其家をなして 又利胤の 家
家を師常が子 千葉流の 伝流 相伝の 家のあるじなり
ようとの せうて 良流の 千葉家を 相伝 三十八代の上
しとあるよし なれども 此系図を 詳に 伝へて 師常より
出ることのあれは 良流の家の 系図を たくはへし 新編 纂
家とられて 千葉の 四郎 常胤 嫡子 ある 千葉四郎常信
何の事 則 千葉介 常胤の 伯父 となりし 此年 凶にて
今は 師常より 先に 千葉介の 家なりて 相馬 名のりし

書わけハ利休の説による　千家少庵宗旦流ハ書院
両わけ入へき也
流儀ハ時ニ至り陸奥の出羽方の形を保ちて
流儀八代の孫権中納言流ハ時ニ及て古流
古儀の風流の形をしたひて只利休の形を慎
し年々
按ずるに流儀より宗旦流ニ到り入て古へ利休
古形を行ひ来りしに寛永頃より此流儀ハ
子孫代々流行永仁の比の今に至る文流行ニ永仁の二代の
人々に至り文流行か六代の孫出羽守の流記念の頃の
人々に至ては此方奥州の此中小石原中納言の家臣
ニ属して動仰といひ伝へし人々とのこと
ましかりけれ
むかしむかしきゝつゝ　その孫大膳大夫加賀流宗多楼家ニ
かのくす形を立て人利休の形ハ行ひ候て出

子讃岐守形流其の子又加賀流ニ出て徳川大
御ニ仕へし家を千曾宗義流ニ由りて慶長六年
七十三歳にして卒去其子宗義流又ハ由りとらけ
て其後太閤家ニ至ても其子を安倍ニて
慶長文年の秋徳川殿奥の家勝中納言伝代
仕へしとて評定の年号を得ける出仕あるの
人々を年ニ至り依て深く之を用ひハ
上杉石田共に謀をかまへして徳川殿のせんそを
志さし乃て福島ニ天下ニ至りて徳川殿の御

ぬとハ義氏につかへて西頃役所もちゐ同

き九年七月十七日右大将家若君御誕生の時

祈りしかハ　時に右兵衛佐大将家御(?)の大将となりて申し　義氏か子

大膳亮利氏とめしかされ由頼を下しぬかりぬ

奥州中村の城守り申し宗綱ハ氏親しくれ河辺左京

大夫殿家ハいそれ由来ありてかうめとりて城入へきよし

の御事ありて大将と北条殺と申つたえてそもりて白

川より白石を出てハかるかの中かれハ他やうにぬ

左衛門のかとめくりて足級おそかりて出て御んと

まかりしおるまき宗代の御堂つるかて居てんする

武人ゆゑを立ちて殿宗ハ年々五十余年よりて川べりて石

陸奥とへて足級しておるの塚に出てましておるかれそ

役所をいそれ御家細川左衛門尉を征伐しめすまて申すか

自よりむかへきよしとありぬ御使まへてやさかりてなし

りしに東海道に随てせりしに以続しあり候ぬ程ありて

たそとも改めてうろしかりしに去年こそしくつかはぬ誘かく

ハ城かりに蘇(?)信玄してゐりたんかりしるの兵をせきめて明

日を出ていてんしなかりしいつもんすもつち義氏にかりと

せまて河かをれ室の石ぬかる奴原なる只みちも河辺ハおろか

ゆゑかりけしそゑことうらとん一方の大将となりおかりしかば

ものをいそしこよは一般討して要害しぬれものにもと

こにかしこにかうつめて一人ものこさず討とられて年来

の河辺もわかれひとなりの首をつのりをなして中にて民家を

さらるてもらへ入家子家来のしかつかり成けりの中にと

を議しうちかうてて叔父三郎相(?)兼たちまちかの未だ

なりますとし出来丸の言んかれと入て以へしもまって金

議の処つかまつりて以人ハ今はなりをやきたらんハ其

令あらしたもし就(?)る出そうろ刀は時ハ蔵師もこれと

こうさ今してそれと殿子かりの大名とまったて年来の

うちうとまってきてそのつまりしとたえうつてせうしくう

さとんハ当方の申そてまかせて河をもるかなき兵営のか

きんこまさ残念とさけてかの出の塚になりて判んす

行経ること三星余の間何事も来の時を待て政宗
かの城に入ん事を望み口々に申さるゝを聞召し
それよりの事どもに付て此方を守り給ふ所にあれ
さりとはさまさまの旧しき家伝を今して承る
かくて政宗も今は気色は物事をなしかゝるを以て残
まの者共これ為ためいたさして路次と両家の王室を
何とも人とりあさんとし申されは伊達の事とも此事を聞し
ての諸侯のわかちて将軍再経妹めてたくあらまして
つて来て我に入口申す何事か出る所そとも三郎とめ下
も黒田人ともとして了簡ら伝ふも政宗何申して死去
つかへら伝とこそかくし申す所の事ともとこゝろえとて政
かけて後ろ一二足きり付て其所に新人衆はしり寄て
つてのかゝさる者のいしつ政宗小者一人て将の白き
小袖上てこちうけて左の肩に刀きりつけてうちかゝり座の
ぬ人ゝめのゝ人ゐりしとひしこれをきりつやかて入れいまの
者たらぬは何方のもや政宗か新人衆組み寄へんとして
つめて大とて又内に入りうつて痛の者を前きるも中
其己の間もなくて成て了簡ふれるを仕して一礼しまうさ

こゝとめて申しくつそりゝ人とつけてこれをきれは其の時の城
伊達の内へさしも伊達の軍勢ま前の方々こちらして
世も人々をかりて関ヶ原の合戦まてわかり天下おもしくた
いきまてある事なく天下とは伊達家かのきてへきを
きいめる政宗は何程もあらさんやあるは只よも政宗
の年月の合戦そゝして岩石もそしこゝらに一定
よかりん政宗なかくなりてうらみへき時あてそひしゝ
伊達と何をもかくうしと出て申候ふるえきうちて
されて何かしきほとほとこうしかひきことき申くて成
世んてとさしもたまへうし成て何よも所は文字代々
当の家はよりて当てまうく所徳も人きりお出しく不
伊の家のまに只たりくくいかにも由緒安信のゆゐかりしと
家に所しかりて申して満しらけきやせんにその
うるく年月とへてのち由緒そてふちかり此ともと
かの家年ことの評定はしめ候ふ伊達の事一々く水戸く
子孫のためのまて末とよう水戸殿の御家にて太守の
者人うとしも三代として申しり出てり当うき今に
千徳例とい成ゆり政宗も井伊掃部頭殿正者を申

いふれまて大膳亮利胤と中まりせんとし忠も利胤
あまて家老まそて伊豆守の謀よりて忠利を安位
まし人も嫡代の故にきこえしと中々にまさるの世の
ころなきを初まりて つひに 中まりいせよりしし
大役のいうき許りしに利胤が嫡家の名跡へ
て沈むに寛永二年九月十四日年三十四にして
卒去て千子虎之助利いふけるし始 長つき義胤
家のうつと継ひ 寛永十一年十月十六日八歳にて
て卒去所にの 祖父の名をつきしに 寛永十三年十二月廿九日叙
爵して大膳亮に任し承応四年三月廿五日卒去て
三十二歳 長子勝胤家をつく 後に大胤とあらため 寛文七年

民部少輔利直の二男義胤女子一人ありて男子
なしかば従弟利直の子やまひもちてありけるを家
つがしとて実父の子 ことよりおくれ 勝胤の名を胤元と改て
十二月廿八日叙爵し 寛文元年十二月二十三十
七歳にして卒去て嫡子出羽守貞胤家をつく

丹羽

参議藤原長重ハ五郎左衛門尉長秀か男なりしハ
武衛の旧人国主中比尾張の国に移て世々当家の
守護武衛か家につかへて祖父源兵衛長政に至る 京家
に尾張守護の仕人たりしていはゆる丹羽といは
多分しとい年とのなす号て当家丹羽と信して
に名のりし
長秀若かりしより
女名を若か代丸なる
十五才にして
織田信長につかへて一方の大将をゆるされむね
本領とすしい年なし元亀二年近江の地つけてを
江州佐和山の城を給りて 五万石 又 天正年中の武勇

と書たれしを見られハ織田家の内にてみ
羽柴筑前守といふものハ世の人にそしられなく其
頃の大国をはしめかとりから名をもらひ家の名一字
て請ひうけて羽柴とハ名のりけり又天正三年
十二月信長卿ハ権大納言の右大将にてましませ
し時家人にも任官の事行はれし信長頂申て
官に多くて家人をかへて此地をなさし筑前
の守し先つゝ切ろして彼家ハされとんと法西の
傳はれ家の名をとしるて家人も名のらる

長秀も修理を家にて惟住と名のらせらる 信長うちかひて又
丹羽と名のる 同き十年の夏織田家の旧臣なる人
しるて三国三七信孝を大将軍とし長秀等と
信孝陣して天下ひけらる 一説に此られ長秀ハ織田信孝二人大将の城代に
守れ上すゝて摂津の国にてかゝる所に信長明智か
為にうたれしの後織田七兵衛尉信澄を光秀か婿なるを
之家人しらぬハ長秀信孝しあはせて信澄を誅伐し
伊丹の城住を打ちて筑前守秀吉とはしめて
家臣のうちは北ハ柴田勝家と偕ししられ逆臣を

談議して清州の城に会合し御世継のことを僉議
して右大臣殿嫡孫にてましませはとて三法師殿を
君と仰し（後於岐阜中納言と申せしなり）信雄信孝二人公達を
後見と定め三法師殿御かた人の御料の国に
御家人ホとゝろかさるへき人々として議定し勝家は越前の
長浜の城を高橋二郎に譲て（此ころ勝家長浜の太守に住しけれは此の城ことに高きに上一説に是より先勝家の世に君柴田勝豊一列に此列勝豊二郎をかけて附て君列ハ吉井に於御て）
此時筑前羽柴秀吉論のかけ出まて
南家是より不快とけり勝家秀吉にあたり

何かは三七殿秀吉か我家の天下うかゝひてすき事
しきおこなひ勝家に謀れる事にて秀吉謀を
人にて実にむかし秀吉か殊に我中付すゝめの
事は勝家を御使としてこまこましく秀吉
の利害をすゝめて此ハ勝家柳営のなて秀
吉か因幡の居城をせめ余ゝにとゝめて但の外いな
北陸の雪ふかくして実ちゝ人々いたましかろへ
されは勝家は謀略して秀吉をとふへしと謀し
ひらしと勝家をしたかつて明ける天正十一年の春

勝家小谷の方の家督倶従して北の庄越前へ
長秀は是北の庄の城に楯籠りしか頓て城を
打出て志津嶽の城へ入秀吉と力戦ふといへともつゐ
に勝家をうちけり四月廿一信孝又秀吉か為に
岐阜の城を落され尾張の内海の浦にして自害
とかされけり秀吉これより天下の権をつかさとる
長秀か我か為に切崩し事を賞して越前な
らひに若狭の地を以て[illegible]の加
賀の国二郡をそへてあたへけり

百万石又七十万石
ともいふ 長秀 領す

[illegible] 以上
そのち長秀越前の北の庄
の城にうつりすむ秀吉又信雄をそむしないし[illegible]
せんと家臣とかく謀し尾張尾張の国にとゝめ
長秀その頃八千人秀吉にさゝへとひ尾張の国
ひ秀吉の威ひつよくて利をうしなひ小牧にてし
中[illegible]そ明らに十三年の二月秀吉内大臣に
叙て正二位と成り同四月十六日長秀病に
腹切て死去す年五十一歳とぞ申

多門院日記
以下四月十六日とかく死去とあり又の
記には[illegible]

相応ちまと任ちこれ事誠
家の子めそそれ承ちも
有主相つきとて是を年ろ勝義と呼
有主めうさとて命をもてをもんとてたたえいふかる
有るのうちも家命いしなり人あるにまちしれ敵を
何といいて我うられうてそいひかし放人きしとて
腹切りき仰り勝の此しもろうと当座の白きの
まそ此なきとうても石家の物く名はしの壁めく
ここうおうりて背中こ刀の何うする浪何うく
長者とうつ筆元て事のよしを書して我何と
のの日よ所をきうかいのうへし中去さうの腹切りき

切うる刀こ勝蔵をもって右臣のうちにて書内寺
若衣てありとうき歌きのひうつて内筆を添え
子見て申あの仰ん事ありを出之うれしと喜で
然は其の故にに長者此由すと記をさせて今は
ありのりは村はうか少りそて我ふうう
長者かり自害ちしに
此内庁しやは衣右門
政座右縁より何けいのて大名をありし其の御ひし人なれい
いうられい旅座の四方陣とい七代まていふうしろかなれるのを
申しきうのとと長者こひうし其ひ何を申付て方人ちし工
三座所座の所々う三七座うらはまんとしさしあらん
いうし三座所座とを寺御をちす剣小田氏を又うかひ
気うんししつかさ天下の事こうちうのひひとを
命しき事こありひいうさとし留此人ともちん
事我力うはいかうもかの人うとちうて世をありく人て

天下の人々うちおもひさためんもたのもしく殊にかう帝を
わすれて自害しぬるにいはんや子孫の沙汰など云て
かくれなかりしける
ともなかりけり　長享二年十五歳にして父に後る
かくて此月織中の備後か（此君は内府卿相の後胤 後は清須の城）信雄の方
人なりしとうけたまはりて先年家督を傳へさる未
父か遺跡の事をいかに宣ひ出させ給ふかなと仰けれ
此時は一の家人林佐渡守通勝の侍并を始め
めてさては我等か殿主とさしも織田殿の此度の
しか事にそれより兼ては主君人々にもたもつかれ
て彼家の天下をうけれの御こし事一生の名誉と

なんなとも又大臣の君の御事とうちつゝきかうし人
のいとて侍并のよしこそと云ひ申されし人々は大国
にも気にせんと存じ人しかとうちそれ時えらし
まひ前さ理とても知らひんに我家をも治
さ替の節にやの多めにても日を郡中を入え
此かたにて織田殿の御事を善きをも申は仰せ
まししきさそ打ちかはし加えのあらそ出ましん
いかなる仏事供養も将まつり如へともされ
めなこく　いか成し識しそうり　此の大事を

是ハ此事いふ人多し　長念院をはらみて太后
病のこゝろまされ此人（長束戸田なとも秀吉に告申す）成田すゝみて
死刑にあつられぬ　作りも説あり　錢八ゆけ浮人と
成て出られハ丹波なる宗佐の家人川きた何て
長束大蔵大輔　村上周防守　溝口伯耆守　青山修理亮　青木民部少輔
戸田武蔵守　堀尾左衛門　奥山雅楽頭　なとはしめおきて室
く大臣の内家人を出されれ長秀遺願加賀
の事とらいひて安願されハお遺かしをとて金沢
の世三郡の地を長秀に賜りける（長秀加賀の事と判たし）ハ天正

三年正八月のことのよし多つ代り候と　此年秀吉関白
一説にハ羽柴の家とかくて　見事十
成のとひしられ　長秀とも信済かあ
五年朝鮮の年に青きひて口白の事とむ家
人あり家信とそむく事あって羽柴近江の代
とそうをひてる何とゝ丙願つかて加賀の事松任
の情とらつす　三百石又に若年に　朝鮮の年かいて肥
前の事名護屋に陣て　文禄に年に　参議に
任し従三位を叙て　公卿補任には　武家補任には　慶長二
年同事　小松の城をうつされ丙願の代かハれ

家人あまた両国の地なれは　長重は十万石家光よりたまはり　江口三万石加へらる　一万石
加賀守と為政同秋太閤薨しぬれは世の中何となく
くさのさわかしく明れは此年の春加賀中納言利
家去国し謀反の企ありと聞へて徳川家向ひ
のほりしたのしけれは加賀の守長重徳川家に参りて
風聞のおもむきうけたまはれは利家内通の旨日ころきこえ侍れは
さきんに為ては長重か勢を加の境をそへし先
陣の事他人にかはるへからす申す此人の父
長秀と利長同しく信長の内縁をむすひ

ともかう申すまし公儀の為に私の縁を忘れす
先陣を望申されしかは徳川殿の御感斜ならす御方
とそ仰られける　若光　利長の謀叛何の沙汰もなく事
なけれは家督の沙汰ありしかとも故ありて明る
年の秋大坂の前にいくさ起りし時中納言利長
長重のゆるしも伐されて利長此度内府の方人
して上方に敵したることを知れて長しく領は
んまれかりそめにもうらみたまはぬ人として
それよりは長重の在所に押寄尤も太閤の旗を以て

囲つゝれ壱年にて此方へかへらんとされけれ
とも利長頼まれ候ふるにつき十一月に至て聞こえしかき
とは彼家の悪しきやうにさた候ひしあいだ又内府
へも聞えしかばもうしきこえし東西の口いくさに及
ぶ事ともなく見えしに但し利長の娘しやなかんに
よつて此度の義中つるの父子へ縁し申されけれは
秀忠の子にかしづけんとは内府の御方一方うち婚
て参らせんかきそへしと申されしかば利長かさね
て縁かけぬいろめ義忠たゞ一たびもなく人妻

大内府の命にかなひしといへど利長の心にて定めやし
かられての家の婚儀をいそしめかへられていそ
がせそるなつかきへきき利長は縁方をきしして娘
しやうさん事を内府にものとやみしかとへ
長重太閤ひさしにくりて義へしそ宮の
詳なくいかゞ為か家の家人にむかへ出ける
まへ利長の方へ人質を参らせしと長重
の家人にていつて織田殿の御時より丹羽は
一方の大将にて利長の父利家と彼是の中にて

そもそもこれ太閤の時にいたり当家かくおこり
やかてい人よも当家まて織田信長の幕下に属し
給ひて兄弟の事なりとも今何の故に人質とは
出さるへき又新たに世の人の心をうかかふし利長
たとへ人からかりしつとも人質とられてのちは
わか子人つねにもとしあつて二十年計之つゝもしと云
家の利長の方にはさりしか当家譜代のよし
凡者のそれより降の人をはいかにも比長年り
当家の事をもよおされなかなかなれはなをしいつも十打き

て終りぬるとて又先陣をうけたまはれきしかゝわて
わかしき人を人質にとりてこそ云し我すゑんは
ようしう失はれてハ叶ふへからすとて事さて
み務とぬかくても有へき事ならねハ利長多替
といひて小松の城を打出て大聖寺の城を
せめ落すかくて敵兵秋元京て純忠の
軍とさして漂ひふしせし之しゝ利長かむの
人数ありしとてこゝより引しく又小松の城をさし
かくて長重をこそ安宅なりと又何ぞなりけて

是を侍りしもかまいりて家康公なりとも一度ならも
二度まて跳おとりして無きことを忍ひて城上
てかくろへて也利長の後陣を悩破て城に
入り利長後陣を定めりし出て敵兵をぬけ
てもとより定まりて働きてかくれ城中に立入
此城危きの時害一人に取散しぬへかりしも
そうそ又出国のかくも是非なくいそとままて
引て久々敢然の事にかなふやうに俟ちて
萬民の国のいつきこころ隠りいさし徳川殿の父子

ちゑのかたもありて利長もいそき城をかへしと有
けとい利家も世事に中あつかし是を人從よりかり
物をはきつくりて城を立て関ヶ原の戦ありて後
ありて然れの大坂の君なして徳川殿と年々
何ふ此後天下一統して切服とれ明らかに貴見
とは侍からの長寺除しかして長きの神より来
西のさいろきて今まさ入しまさ見入そうて利長
の御しきよりて無事の追風出來てる城
こうりかれ又利長に残りしもの我のうらうえ難

せんかたなく今ハ西へ人をつかはしおはしけれは
かれとハ内ゝにきこえつゝみて御いとまのよしを申
利長此よしと申せてもしめ御ありさまの御ありさま
られ参て御使節にて小姓のもの云をつかはしけれは
申さこつかはして いそれたるもの一人参りぬ云て
まつて利長此よしと申さこつかはして申されして
此よしをおそつくるとをつかはされんには利長芳春院の
趣をつたへて一旦ことをたてるにてそ通りつると
なしいはれん事も存されての所存をなけ給へ知れ

つらしめてかの結局をと御免はゆるりの事あはれき、や
きこえて御所はゆるしめされけるに甚て加賀の国
とハ利長の事を御免しあるへい本願をとけ給ひて
関東へ参り芝浦のやかたにすみ給ひて其後
こもりて将軍家にもてなされてむつまし今の御時の
方の友しなされける　ゆるされしの旅にいひしへの長ゝを
ことをまめなれしの利長中納言の
なけきゆるされしかのこゝちいはそむつましく大なる家の
いはき幸能あてこゝろのかひ付する長をとゝてう
かなしのひいつまて君かしも此よしきこえさせやの
ましめれよりそとうちひのかひしらの御きこえよ
かくて大御所にやかしく人御いとまの事に付て
さそのひしき 云筆大御所にやかしく人ハ土井大炊頭

利勝もて出家す 従位 同き十五年七月廿七日 於家

より常陸の国 古渡の城をたまふ 一万石 大猷院の家

に将軍家に奉仕ひける 元和五年 江戸崎の地を給ひ

らる 一万石を加へ給ふ 二万石を領す 同き八年 陸奥国 棚倉の

城をかへ 江戸崎の地に代らる 三万石を加へ 合せて五万石 寛永四年

正月十日 江戸崎の地にかへて 同国白川の城に

うつる 十万石加へ給ひ 同九年 左大臣家 将軍の宣下あ

らるゝとき 参議に任し 十四年閏三月六日

年六十七にて卒す その子 従五位光重 左大臣家の偏字をたまはしとぞ

はじめ左京大夫 従五位下 父の家をつぎて 寛永

十四年十二月 侍従 従四位下に叙し 同き二十年 同国

二本松の城にうつる 十万石の領 三万石を加へ給ひて 慶安元年閏十二月

廿七日侍従にすゝむ 延宝七年四月七日 致仕し

て剃髪し 号す 嫡子若狭守長次 家をつぐ

立花

左近将監源宗茂ハ筑前の住人立花丹後守鑑
連入道々雪か聟也　立花大友同流の源氏に
て出生ハとかく先祖左近将監ハ柳川城主
親種か子（いにしへの源氏の聟也）実ハ右近将監鎮種の嫡子
母ハ大友同氏左衛門宗麟之娘也　清西の息女
其後高橋の名字を名乗て其子利根二郎
親家大親母に依て親家同氏の孫左近将監直
宗二人の男子有て兄ハ左近将監弟ハ式部

西氏崇こゝより両家おこされて少弐か流を
筑前ニ有て立花と名のり大友か被官となり
氏宗か流とい由布か信して肥後の大友といわれ
少弐建武四年に月十六日相模東洞院の跡を
結城判官親光と号し延元年尊氏公の御感を
かしめて 吉光の脇刀 おのひとし 給りしは中七ヶ村にて少弐大きい
すゝの河ぞて同年十月にて死しけり千子左に
相監宗運父とつきて筑前出立花の城を領す丹
後の入道宗雲宗運まで七代の孫なりけり
二立図之乗

えし宗之弐家の子息なきれは貞光か立花と名のり
并に家とつきしなり かりなく少弐死して のちこそみて
けるれは并の氏宗家とつれしなり以下な御嗣者
一世をそこして立てしき事とも文世につゝあ
左を臣監宗茂に 家督入道のおこりの子のは何す 高
柄ら伝入道 続雲か嫡子に 此続雲あとこそ大友が一
族にて豊後の家つきしにりしきの々に 此月にえつりは天正
九年おゝ豊後の戦に戸次丹波入道 道雪 続雲 入道
嫡子也 年 十六歳にて軍もし中とて武士の道を
知るのとおしえて 明とい天正十年に彼父続雲て云ふ
けてよりさいする こと 左を臣監 宗茂とし其又戸次道雪を
戸次入道と号し 立花山の城を何とい 立花にかいしと尊
家を右とて 宗茂はしめて統虎と名乗 大友義統名のをうへく字をと何之し
みや 天正十三年の九月十一日父の入道年つもりて
七十三歳の筑後の国 高良山の陣中にて病死

さう隆信家をつれて立花山の城をとり明と
八十九年の秋（このとしの七月隆信か実父 但こゝも前年ゟみえけれは）鍋島か多賀
肥後の国を発向して我城のちかくに隆信
城をうつて其後そのまへの切て入くし又ハ
あまたの城をせめ落て城の大将筑後の見帯と先
立て首數百切て其外国をはしと
宗呂当時修理か家督大友か勢をむかへ入て
これかしこの城を攻められしに隆信いまの時さん
てかの城かたをされ故にそれ三ヶ月をとりんは

子とゆしても多賀のかたへはとゆかしゆる一度
合戦も祈願之と門前七と縦て肥前とゆ十五年の
秋九州二島こと〻く平定しかハ隆信中に家
人みな加へて筑後の国下三郡の地つけて柳川の
城をあつかり（十二月之 修理亮）左衛門佐にさされ名政て宗
茂と号のことし肥後の国之出陣の時も後人
係ここをもつて宗茂係しと加わりし出陣土一揆ら
かつほしくのせかとかけけ（係しは陸奥守政能にかうれ ミ兄ノやうて諫るし）十六
年宗茂上京して殿下御前ちかくなされさとハ左

年肥後の国にをゐてせしかとも海家子なりき
嬉ひやうき出ししかは、のちに武庚の御堂に寄九十
のちに候へ頼母をもて海氏よりて出入しけし
御りの宗祇かしこに行て宗祇日本殿下の公
家にて其の家督三千余人たよりふかく
行んなし一方と成んと皆ふ存じれはされは文禄
頼ありしやさんをもつて宗ならさと今世の学也
殿上の仏前を申されはしかし申しかは関白大
に御蔵ありて申て申しやまもの御しかは堺殿下

して御座候これはなされけると 関白殿常にまかせ 中多平八郎大(?)ゆるしかは
ことさら左近将監宗茂を三下 宗茂の尊せしに感し御れしと 文禄のはしめ朝鮮を
かしこまりて大明の総督李如松か家をやふり
三国に名をはなつて慶長六年の秋大坂のさかゐ
さゝん家督を江戸へ御らんの城をとらせ給て輝田の
孫をかゝふ大樹の城を攻給ふ千関ヶ原の戦ことことの
いくさ終とめて出て其出入しける城々そ
立ちり諸候の家督かしましまして城中より
おもさんしてうせれ戦ふかうかりに黒田入りたる

小西摂津守清正死去て両将を使かれし其の
跡をうけ二人宗茂をむかへて肥州に城
とは清正つまりの事にてありとも宗茂を先陣と
せて忠広の時に改易し肥後は忠広の子光広
依て小肥後は陸奥の隣地に入れ細川忠利を
隣とこへぬとて跡をまうけかくて八代に川人を置る
加藤忠広は御意にかなひて預りにし宗茂つりと
なりとて本領をば悉く収められ千石関東に
何さして肥州家を立てし [illegible] 二人の中一 陸奥国

出して両国の地をしめらる 奥州の内にて三万石の代慶長十八年に下しめられしかば又剣
業記に関東にて二万石を給ふよし見えたり 又一説には慶長の
十五年七月廿七日陸奥国棚倉にて一万石を給ひ以てる
定めらる 其一説に宗茂仕ふとうしるは御旗本の
勝に出て常陸に下り明年の春京へ来り三年
の後慶長八年関東に下り二三月宝寺に寄行し
詰て将軍家に仕しめられ諸侍に交りて中将殿の御前に
なされ三万石を給はるべしとありし故かの者は
本領多少は私ならずとも城をまでかくわれし
のちしらは奥の棚倉の城に一万
五千石をつけてかへし給ひし 立花宗茂の残りは
将軍家に召されて元和六年八月九日本領
にて柳川の城を返し給ひて十万九千石 御加増かぬ
て忠茂に伝えて寛永十四年の十月肥前の国

天皇の出御近附の為召る左近将監大蔵具し
てまゐらせむとゐ同十七年の冬法体入道して立ちまし
果し同十九年十二月廿四日七十六歳にて卒す給
従大蔵宗蔵かよりて家に主膳正虎次か二男伯
父宗蔵か家をつく初め元和八年十二月廿六日元結
し称宗家の御譜の字の如く従五位下に叙し
左近将監に任す王家の職位継り父とともに
まゐらせむとゐ父か如くうけて後寛永十八年正月
元日従四位下に叙し正保四年六月佛師大吉の

嫡孫明応嫡寛か孫にて若大蔵諸道の
人をまかりしに称を継へて従称とらしむ職
称にゆるされ従称とか出家してかり明暦二年十
二月廿七日修理にて任し万治二年正月元服して
任し寛文四年五月三日法入道して明實と号
出家三年九月十九日六十三歳にして卒す嫡子
左近将監宗蔵万治二年十二月廿七日従五位下左近
将監にまかれ父か如くつとめて後寛文十年十二月
廿八日従四位下に叙し元服して叔二男源正資

又ハ市領ありける也　豊後ハ十万九千石合テ肥前ハ五万石とそ云ふ也

主膳正源宗次を龍造主膳正忠次か嫡男主殿

実を申ハ後の大友ヶ家人高橋主膳正紹運

行かる男として申ける　後に高橋弥七郎統増とかや　後ハ高橋主膳正忠次と

此家は九州邪ゟ行り　柳河の橋の家にやれと大蔵頭紹運ハ

末家にして足利尊氏の御時に之人おほし筑紫三様

殿の下也けり建武年中尊氏卿の義利ありて

筑紫の地にかける一家分を併し領しける也

し付九國の中に領ぢして仁木一色三橋を定めけり

高橋光種ありしめて此國にさかへけり子孫

うちつゞきて検使の職に任る名字の地なれば筑後

並に高橋城を為して住する子後子孫又要害の

地をえらびて筑紫の国岩屋宝満山に移りる

大友ヶ家部下に属するハ三様役の家一として

千歳をうしなひて続而の国人ことくに大友ヶ

被官となりけり天文の末に及ひて仁木一色絶えてける

橋ありて跡の光種七代の孫長種死して

嗣なし高橋か家を大友の小宗橋田何度の若子

大友の一族にて此家つかせんとて左京大夫義長此
よしとなりて一族一同同心左京大夫ハ周防の家つき
高橋三河守大蔵澄種しなの守も永禄二年四月
吉弘宗満民部少輔の家の由緒されハとて二子
惟所の地つけてしハ筑紫十ヶ郡の事を御ゆるし
ひとたび一同につきまゐりて身を謀せらる澄種
義統を頼て永禄十年の其宝満の城にて
あり安藝の毛利に謀をかよはし大友をそむき義
統世をかしぬ事にかかハ軍勢をさしむけて城を
攻けるに十二年の五月安藝の残ハ毛利の陣か
まけぬにして澄種かろうしてのがれ降人と
成て出けり由緒こそしくて没収せられるところ其家の
立会叔一類を分けて小倉の城に遣され入れて
家号として則ち家督小泉伊賀守統久
かのこに頼みにて國をさへ大友に奉りて
みえたる入りし庭形とらへ宰をとりの料し名を
そ此宍にても入てハ家臧んの意をとりて何とも
此一族を頼て別に三河守の家紀ハいつも申む

義清入道一字録ニ曰 元亀元年若狭左近大夫
浦上今井三勝三衛門浦上三郎兵衛由所司之
の跡にて岩屋宝満二ヶの城をもちて浦上て
のちし廿三家高橋に勝ち大友浦上を討のりて
これより三浦高橋 兵家老 元亀三年十二月二日にして入りし
紹運と号し家臣は岩屋の城を守る子息弥七
宝満の城をもちり 天正十三年九月十二日の夜筑紫
左馬助広門は浦上宝満の城をかそひかれ城
中よりらく女をくまきし力なく家子兵部弥七と

守護して岩屋の城を落されける同十四年七月
島津家にて又高橋を攻めて勝山の城
をかこまれ降人して城をもつて此時を伺て高橋を
宝満の城に入（此時弥七郎十五歳とい上）同年月廿七日又の
入にて紹運は島津か多勢を防かねて岩屋の城落
されし家子家老八百余人討死し入道も自害
奴（此時二家）かくれ共宝満の城を押へ高橋氏を
たすけていけるまゝにて世に号す（此時家譜には二流のうち）
（天正十三年の事と記せり）此後八十五年の秋豊臣関白殿西

こそ申のひしられ高橋かれよう三ヶ所をせめ丸
父の名を殿下の御前にて乞ヶ城をせめて主膳頭を
討れをなけしるの少く感し彼丸九州諸将の中
始て筑後の国三池郡にて柳川をあつけ給ひて
主膳正に任しられ朝鮮のくさ摺の事を給ふ
つゝかこて加ゝて戦ひ石田三成おこ乱の時諸人の
城をせめ落し大津の城をも攻て後会久立花
左近将監宗茂と上方にくたしけれは兄弟同く
本領を没収せらる慶長十八年の春将軍家宗茂

直次兄弟をめされ本領の他所にて直次常陸の主
筑後郡頭宮の地を領しけり 子字又兵衛二人兄弟之
かくし名字を改めける御前まゐる直次ことに深
氏と改て立花しなのゝ大坂冬夏の戦に於て家
に忠をいたす元和六年の秋宗茂本領のひし
られ直次も同しくめされ病すてに急ありして
余んとすれとも叶はすして卒去す時に七年
の春嫡子種次をめして本領をかへ再ひ筑後の
国三池の郡を給ひ 一万石余 領して主膳正に任し

ヲ廿七歳にて卒す（年月未詳）○千手和泉守精長
父につき社に入居して遷宮を遂し七十七歳に
して卒す千手主膳正精俊か家を出けり

新庄

駿河守藤原直頼は近江の国の住人従五位上直昌
か曽孫にて代々の先祖室町家の御家人にて（此家の先祖秀郷の後裔也）
（の御母家を下野にて今に伝来て其の人の此名をうけしなり）直頼か祖父与三直寛
にて近江の国坂田の郡新庄の城に住て江
北山の合戦に討死せし（其の比なれさりしなり）直昌父
とて同き郡浅妻の城に居住しけるか天文十八年
六月十二日公方萬松院の御方にて摂津の国
江口の合戦に三好か軍と戦て主従二十二人同し

様子承て殿下の主税はしめ忠臣家にて候
めされし二十二人の眼をぬき中にて（此外の元より子息部）
皆々主税之として其後の地下しの子（父子共に三人なり）慶
長五年の秋大坂の事あり天下分れし時部
主税父子の忠臣として信濃の大名にして信濃
の国にむかい上田の城をせめかけし（筒井伊賀守信之事）弐
万の勢にて関ヶ原の戦に後れ主税父子
勝しや合戦しきよし二十一つことをかなへ九度の
会津に流され父子同しく高野山に籠り三と

その年慶長九年二月十九日主税父子は古之京
千種古郷の地とのみ（此より常陸の国麻生の地二万石を賜ふ）
とまり常に関東を伺候して将軍家を守護
たし（此の元しは此より）主領をそて入道してりとは同き十二年
十二月廿六日宮内卿法印に同き十六年の
十二月主税入道下総の国にて御預の御赦免
関入して預けし其の後に参りて父子
五竜にて御免をかうむりて京へ上り
八十七年十二月十九日入道卒し七十五歳にて卒す

十九年の冬大坂の陣おこりしかは越前守忠之の子
忠直は江戸にて将軍家の先陣にて大坂に
今宮の要害をせめ 其年の正月をあらためて元和元年
五月七日の戦にも首あまたとりて 討 或一説 首十三 同き二年
御若君のゆるしを得て同年四月廿日五十七歳にして
卒去て嫡子越前守忠昌大坂前後の戦に又し
するところなし 父卒して家をつぎて嫡子越前守
忠常世をはやくして家つぐべき男子なし 故父の
御弟房の二男忠時を 寛永八十 家をつかしめける

てよつぎとす 其後忠時一人の男をもうけて 死す故
人のゆるしを忠時して家のつぎとなるべき事を
願ひて寛文二年七月廿二日卒す
忠時男忠昭家のつぎとなりて 十二月廿七
越前して 隠居ありて 忠時の男民部忠雄家を
継くわひしかは 宝永二年八月九日隠居して忠雄

ところの事かくしと伝へられたることさもありとして忠好
の男民部忠維の家をつきて後に又ありて同き年
閏月[illegible]の[illegible]病おもくして備て辞して世の人[illegible]
しまするにありける その比世をつたへしは浪花の忠時あらし
忠好の家の[illegible]掃して忠好の男[illegible]
成けれとも家のの[illegible]之しかうへ之しもせす[illegible]の人[illegible]
として[illegible]之の人[illegible]とも[illegible]かとそいふ 忠維[illegible]
して[illegible]うへき[illegible]そ[illegible]を[illegible]とは[illegible]
て[illegible]しかは[illegible]をゆるし[illegible]浪花[illegible]
[illegible]もされ[illegible] 忠維[illegible]て父祖
の家[illegible]の[illegible]と[illegible]
父の[illegible]之しかは[illegible]
さらは忠時をめし[illegible]
[illegible]としての[illegible]事と[illegible]
忠好の男 忠維[illegible]之しかは[illegible] 忠維[illegible]

してかうを絶しられは世のさまさまになりぬ 忠維曾て
すこしもそむかれしき事はしらす
嗣なかりしかは 西領の地収公せられ同き年六月
大坂浪花の忠時をめされ伊の又祖の家絶えたる
名跡の[illegible]別の義をもつて[illegible]
さかた 一万 忠時は文[illegible]明和五年七月廿七日
辞世[illegible] 忠智 父[illegible]

土方

河内守源雄久は大和守頼親（彩光の弟）七代の孫左
衛門信治彦三郎ある男也雄久は父彦
三郎某の男也　雄久は父彦三郎某織田信長の法
主にて天文の末美濃の国に向ひ古信
搦し戦て討死す雄久としは僅に二歳にて父
におくれ（童名ハ彦三郎）長大のち勘兵衛と名のりて
北畠信雄につかへ生年十八歳伊賀の国の戦によ
き敵二人と渡りあひてたゝかひ一人とつきふせ

一人ハ今川本多源の禅寺にてうけたまはりし川なんてさし
こゆし給ふ二人ハ今ひとつ是ゟ忠のはしめにて
康との武勇と聞けし天正十二年の長久手の
御と取て岩田長門を誅戮して
或記曰旅久かくの
太刀打詮無て たのまれて 東海山城守并子二人を討捕
切立て小笠の家人岩田備前を討取 旅久武勇と
取りたるハ是を笠田と云ハしや ハ勿論之詮無ハ討て山城守
并子二人を討しとハいへとも多く人ハ是を詮無ハ云ハしハ
永禄七年八月のことこの時旅久十三歳詮無いそか
いまた年若れものとたのもしき又詮無ニ尋ねし者ニ申くる
山城守嫡子大菊丸并弟二人の首を取て詮無ゟ討とり
折ニとらふと所望ハ傳へしハ世に一ト家の重宝ゆゑ
此事ニて後世ニ所望ハ
つたへてまた此所にはし
此年秀吉公家にて小笠原
之戦ニ筆者ゟ加ハりし時信雄秀吉中たか
ひしかハ旅久殺と申して筆洞しけるいとめてたき
ハ見ハ尾張の国大山の城をまもりけるに信雄流され
ハ後關白家ゟ是ハ大閤甍しハ此時
長島年の秋淺井源五郎ニ是をひらきて旅久大夫
時節北畠殿ニ滝川ゟ是にこまし申され
旅猪をとやとのかしハいかならつもりけるハ
かりしに滝川殿家来の所領にありて長政かの
所へ寄居し旅久流されて大名に斬ら

ちかハ仏作て
左様ハ論議に慶長五年の秋東西一時にいくさおこり
徳川殿秀康を小山の御陣にめし出陣にさそれて
加賀の国にをさへむとす 中納言利長卿につきて
秀康にも申しかはしけるとて是へりか永徳兄弟とさし 関ヶ
原の合戦ありて後秀康利長共に大坂の
御陣に来りて 兄弟に入 秀忠の御役の事行はし
云ぬ人のもとへハ或人徳川殿をいさめ 気にもちて彼秀康
の家居をこしなひ申さんとせしつて聞てそれハ命
御前さをかたき事をくるゝて下領か兄弟の所用にて

貴の召されかゐしに中将殿ハ出中京へ移りて何さり
ありけれハ神の孫家康は我の仇とか申す
さハ何とて扨まいらす我の為に忠を尽さんと申す
有ける人の人ハ此思ひをなく 扨まいらせましてさけ
是とハ領国の所務内ハ何とか申しけるをとかへ
きかしして此度の後れに雄久我か仗して小陣
とこそか徳是又関ヶ原のされはけす家康か切腹し
しさへなともいひて千貫なる人をきこえて所をも下向せと
て為ひけり はしめ加賀国にて一万石とかまつ中納言
ての旅に依りて利長公方に於て能登の

地を賜ふ 此後雄久又加恩ありて あはせて二万二千石
となりしに一説に河内の地一万石を出し 関東の
利生に一万石の地をあたへ 河内国の内に 領知し かつ次
子に分ちあたへる 所なし 事をとゝけて これは雄久か事なる
也とみえたり 寛永十三年十一月十二日雄久卒す 年六十 葬地も
辛なり 嫡子丹後守雄久父か所領をつく 河内の内三
万石の内 某地をわかち二万石 二万五千石なり
そのうち 雄久はしめ関ヶ原の戦に海道の
取立し 大坂前後の戦に将軍家の先陣に参し二万
石の 旅人 家をもつ 雄高 男子なかりしかは 分家の
子をもつて 寛永十二年三月 分家を立
五円入道 子母 かたへ 寄付しは 寺なり

備中守雄高か家をつき 常にしたかひ 仕へて千石を
加恩ありて 二万石 都合 采
播磨守 深雄 かたへ 河内守雄久に二万石 寛永九年に
九万石にて 関ヶ原の戦に 合戦して 父
遺領をうけつぎ 大坂前後の戦に 出陣して
と戦ふ 元和八年九月 本多 本領の地を 給はり 上総
五千石をあはせ 一万五千石 知行せしむ
総奉行の沙汰 一万石 男子なくして 一万石 寛永十五年十二月卒
九年辛巳 三十七歳 そのゝち 河内守 雄次 父をつく
その子 山城守 雄甚 二万石 民部 采

蘭薬譯 八之下 終

大日本帝國圖書印
日本政府圖書

国立公文書館
National Archives of Japan